

情審第2号

令和5年（2023年）6月20日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書不存在決定処分に対する審査請求について（答申）

令和4年（2022年）11月24日付け事業第245号で諮問（諮問第35号）のあった公文書不存在決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、「神奈川県競輪主催者連絡協議会へ納付した分担金に係る文書（納付日が確認できる文書を含む。）」を請求対象文書として特定した上で、改めて公開又は非公開の決定を行うことが適当である。

第 2 本件請求の内容

審査請求人は、令和 4 年 8 月 15 日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、「小田原市が F I ジャパンカップ加盟施行者協議会の分担金（令和 3 年度分及び令和 4 年度分）を納付したことが分かる書類。（納付日がわかる書類を含む）」（以下「本件文書」という。）について、本件請求を実施機関に対し行った。

第 3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和 4 年 8 月 26 日付けで本件処分を行った。
- 2 本件処分は、公文書を保有していない理由を「小田原市は、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会に対し、分担金を納付していないため。」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和 4 年 9 月 7 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第 4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、令和 4 年 9 月 22 日付けで弁明書等の提出を依頼した。
- 2 実施機関は審査庁に対し、令和 4 年 9 月 27 日付けで弁明書等を提出した。
- 3 審査庁は審査請求人に対し、令和 4 年 10 月 5 日付けで弁明書を送付すると共に、反論書の提出を依頼した。
- 4 審査請求人は審査庁に対し、反論書は提出しなかった。
- 5 審査庁は当審査会に対し、令和 4 年 11 月 24 日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を変更して、F I ジャパンカップ加盟施行者協議会（以下「J C 協議会」という。）への分担金納付に係る公文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) J C 協議会規則では、第2条の目的に、「J C 協議会は、F I ジャパンカップの開催に加盟する競輪施行者（以下「会員」という。）相互の緊密な連絡を図り相互提携してF I ジャパンカップの円滑な運営と発展を期することを目的とする。」とし、第9条の経費に、「J C 協議会の経費は次に掲げるものをもってこれに充てる。(1)分担金(2)その他の収入」とし、第10条の分担金に、「前条の分担金については、一年度一会員10万円とする。」とし、第11条の協賛金に、「J C 協議会は、F I ジャパンカップの開催にあたり開催を実施する会員に対し1開催10万円を協賛金として支出する。」としている。
- (2) 会員である小田原市はJ C 協議会への分担金を一年度10万円支出しているはずである。
- (3) 小田原市では直近2回の分として、令和元年6月17日と令和3年7月16日を初日とするF I ジャパンカップが開催されている。
- (4) 令和元年6月17日の開催時には、平成31年3月25日に小田原競輪開催執務委員長が10万円を受領し、令和2年3月31日に調定しており、令和3年7月16日の開催時には、経緯等は不明であるが、小田原市が自ら受け取るべき協賛金10万円を委託事業者に支払うよう協議会へ依頼したとのことである。
- (5) 会員の分担金を原資とした協賛金の支出を受けていることからしても、小田原市が会員であることは明らかであり、「分担金を納付していない」ということはあり得ない。
- (6) よって公文書不存在という決定は誤りである。

第6 実施機関の主張の要旨

1 弁明書の要旨

小田原市は、J C 協議会の会員として加盟しているが、全国競輪施行者の内、7

施行者で構成する南関東競輪者連絡協議会（以下「南関東協議会」という。）が、小田原市を含めた 7 施行者の分担金を負担しているため、小田原市は分担金を納付していない。

2 令和 5 年 1 月 19 日に実施した実施機関への聴き取りによる実施機関主張の要旨

- (1) F I ジャパンカップを開催する施行者に対し、J C 協議会から 10 万円の協賛金が支払われているが、これは J C 協議会に加盟している 12 施行者のうち、7 施行者で構成する南関東協議会及びその他 5 施行者からの分担金を原資としている。
- (2) 南関東協議会においては、神奈川県内の競輪施行者 3 者（川崎市、平塚市及び小田原市）で構成する神奈川県競輪主催者連絡協議会（以下「神奈川県協議会」という。）、静岡県内の競輪施行者 2 者（伊東市及び静岡市）で構成する静岡県競輪主催者連絡協議会及び千葉県内の競輪施行者 2 者（千葉市及び松戸市）で構成する千葉県競輪主催者連絡協議会の各県競輪主催者連絡協議会から、それぞれ分担金を徴収している。
- (3) 小田原市は神奈川県内の競輪施行者として、神奈川県協議会に加盟し、分担金を支出している。
- (4) J C 協議会分担金は、南関東協議会が、加盟 7 施行者分を負担しており、小田原市が直接、J C 協議会分担金を支出しているものではない。

第 7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び令和 5 年 1 月 19 日実施の実施機関への聴き取り並びに関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

審査請求人は、公文書公開請求書において、当該請求に係る公文書について、「小田原市が F I ジャパンカップ加盟施行者協議会の分担金（令和 3 年度分及び令和 4 年度分）を納付したことが分かる書類。（納付日がわかる書類を含む）」と表現している。

これに対し、実施機関は、直接は J C 協議会に分担金を支出していないことから、本件文書は不存在であると判断している。

2 本件文書における分担金に関する原資等の事務処理について

当審査会は実施機関に対し、本件文書における分担金に関し、小田原市が関係団体等に分担金の原資となる金額を支出し、当該 J C 協議会に至り、小田原市へ協賛金が支給されるまでの流れをまとめた資料（小田原市の予算額、関係団体への支出額、支出方法等）及び関係書類の提出を求めた。

その上で、実施機関への聴き取り調査をした結果、小田原市が神奈川県協議会に分担金を支出し、神奈川県協議会が小田原市を含む 3 市から納付された分担金を原資にして南関東協議会に分担金を支出し、南関東協議会が神奈川県協議会を含む 3 県の協議会から納付された分担金を原資にして J C 協議会に分担金を支出していることが認められた。

3 本件文書の存否について

当審査会は、上記で述べたとおり、実施機関への聴き取り調査を行い、実施機関が主張するとおり、小田原市が直接 J C 協議会へ分担金を支出していないことを確認した一方で、小田原市は J C 協議会の会員として加盟しており、小田原市が神奈川県協議会に支出した分担金の一部が、南関東協議会を経由して J C 協議会の分担金となっていることを確認した。

審査請求人は、J C 協議会規則から判断して、小田原市が J C 協議会へ分担金を支出していると考え、本件請求を行っており、公開請求の意図は、小田原市が J C 協議会の会員として分担の義務を履行しているか確認したいとの趣旨であると判断できる。

したがって、上記で述べた J C 協議会分担金の仕組み自体を考慮し、「神奈川県競輪主催者連絡協議会へ納付した分担金に係る文書（納付日が確認できる文書を含む。）」を請求対象文書として特定した上で、改めて公開又は非公開の決定を行うことが適当であると判断する。

以上の理由から、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

第 8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和 4 年 11 月 24 日	審査庁からの諮問書を受付
令和 4 年 12 月 1 日	第 82 回情報公開審査会 事案の審議
令和 5 年 1 月 19 日	第 83 回情報公開審査会 実施機関への聴き取り及び事案の審議
令和 5 年 3 月 28 日	第 84 回情報公開審査会 答申案の検討
令和 5 年 5 月 16 日	第 85 回情報公開審査会 答申案の検討